

しています。紛失が発覚した際、当時の副町長と課長が聞き取り調査を行い、その情報や資料は全て警察へ渡しています。

③香典返し寄付金について被害者の一人は受付者をはっきり覚えていたが、このことを行政は知っているか。

警察において捜査が行われていますので、答弁は控えます。

④知っているとするれば、いつ誰が知って、この情報を早期解決にどのように生かしているのか。

警察において捜査が行われていますので、答弁は控えます。

⑤この事件後、2ヶ月以上議会に報告がなかったことを反省し、情報の共有を約束したが、新情報を何故報告しないのか。

警察において捜査が行われていますので、答弁は控えます。

⑥児童クラブ利用料は職員同士で状況説明が食い違っているが、解決はしたのか。

警察において現在も捜査中です。

⑦この任期中に解決すべきと思うが町長の真意は。

⑧寄付金横領事件の早期解決策に被害届提出を町にすべきたが、町長の考えは。

鏡野町社会福祉協議会が被害届を出されたことは問題ないと思います。

★中学校の平成25年度からの虐待といじめの実態は。

町では虐待児童アセスメント会議を津山児童相談所、美作保健所、保健福祉課、学校教育課で構成し、当該生徒の状況は掌握し、担当課の保健福祉課が対応しています。

いじめの実態は、平成25年度中8件、26年度中1件、27年度は2月末までは1件です。

★教員の性格や教え方に不満を持つ生徒や保護者がいる話を聞くが実態は。

教育委員会としてはそのような話は聞いていません。

★保育料の軽減の現状と今後の計画について。

国の制度と同様に、第二子、第三子を半額または無償としています。ひとり親世帯、要保護世帯は更に軽減を行っています。

保育料の額については国の定める基準より低く設定しています。

今後の計画は、国の示した平成28年度に段階的無償化の取り組みでは、多子世

帯の保育料負担軽減として、年収約360万円未満の世帯については、従来の多子軽減の年齢の上限を撤廃するとともに、第二子は半額、第三子以降は無償化され、ひとり親家庭の優遇措置が拡充される内容です。

★全国町村会で政府に対し乳幼児等医療費助成事業について、国の制度として無料化を実施すること等を要望したと聞いたが内容は。

国の制度として無料化を実施すること、ひとり親家庭の医療費の助成について、全国統一的な制度化を図るなど適切な措置を講ずることを要望されています。

★水道事業について。

①老朽管の改修率は。

下水道工事に伴い支障となる水道管は順次更新しています。

老朽管は改修済みで、現在のところ上水道・簡易水道ともに老朽管はありません。

②設備投資での水道料への影響は。

上水道と簡易水道の経営統合に向けて準備しているところです。設備投資額が確定していないので、把握できた段階で精査したいと考えます。

③水道企業団からの水量の押し付けはあるのか。

押し付けはありませんが、水量については、企業団とそれぞれの構成団体との間で契約している契約水量があります。構成団体はその

契約水量の範囲内で使用した水量に基づき使用料金を支払っています。

たとえ使用水量が少なくても責任水量として契約水量の40%に相当する水量分は使用料金が発生しますが、全構成団体合意のもとで決められたものです。

平成28年4月会議

(4月18日)

平成28年度補正予算

一般会計 (原案可決)

補正額 5000万円

予算総額

1110億1100万円

〈農林水産業費〉

農業機械等導入支援基金事業

補助金 50000万円

条例の改正

可決・承認された案件などの概要をお知らせします。

専決処分の承認

▼専決処分した鏡野町税条例等の一部を改正する条例

：地方税法等の一部改正により、条例の一部を改正するもので、施行期日が4月1日であるため、専決処分した。

(原案承認)

▼専決処分した鏡野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

：地方税法等の一部改正により、条例の一部を改正するもので、施行期日が4月1日であるため、専決処分した。

(原案承認)

